

《石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について》

資料3

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額については、段階的に引き上げを行い、平成27年度は81万円、平成28年度は85万円、平成29年度から平成30年度までは89万円となっています。

なお、地方税法に定められる法定限度額についても、段階的に引き上げられており、平成27年度は85万円、平成28年度から平成29年度は89万円、平成30年度は93万円となっています。

① 石狩市の課税限度額の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療分	所得割(%)	8.05	8.05	8.05	8.33
	均等割(円)	20,000	20,000	20,000	21,100
	平等割(円)	29,500	29,500	29,500	30,800
	限度額(円)	510,000	520,000	540,000	540,000
後期高齢者 支援金分	所得割(%)	2.00	2.00	2.00	2.16
	均等割(円)	5,400	5,400	5,400	5,900
	平等割(円)	7,600	7,600	7,600	8,300
	限度額(円)	160,000	170,000	190,000	190,000
介護納付金分	所得割(%)	2.10	2.10	2.10	2.03
	均等割(円)	7,100	7,100	7,100	7,300
	平等割(円)	6,900	6,900	6,900	6,900
	限度額(円)	140,000	160,000	160,000	160,000
限度額計(円)		810,000	850,000	890,000	890,000

② 法定限度額の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療分	限度額(円)	520,000	540,000	540,000	580,000
後期高齢者 支援金分	限度額(円)	170,000	190,000	190,000	190,000
介護納付金分	限度額(円)	160,000	160,000	160,000	160,000
限度額計(円)		850,000	890,000	890,000	930,000

2. 課税限度額改定の趣旨

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布、平成30年4月1日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「次頁の上表①課税限度額の改定(案)」のとおり引き上げられたことから、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令に基づき、平成31年度から課税限度額を改定するものです。

① 課税限度額の改定(案)

	改正前	改正後	備考
医療給付費分	54万円	58万円	4万円引き上げ
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	据え置き
介護納付金分	16万円	16万円	据え置き
計	89万円	93万円	4万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市名	年度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合計
札幌市(料)	平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
	平成31年度	58万円	19万円	16万円	93万円
千歳市(料)	平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
	平成31年度	58万円	19万円	16万円	93万円
江別市(税)	平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成30年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成31年度	58万円	19万円	16万円	93万円
恵庭市(税)	平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成30年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成31年度	58万円	19万円	16万円	93万円
北広島市(税)	平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成30年度	54万円	19万円	16万円	89万円
	平成31年度	58万円	19万円	16万円	93万円

※札幌市、千歳市は改定済み。江別市、恵庭市、北広島市については平成31年度改定予定。

3. 課税限度額改定による影響

① 改正により影響を受ける世帯

(基準データ:平成30年12月)

加入世帯	うち影響世帯	影響割合
8,508世帯	136世帯	1.60%

② 改正により見込まれる課税増加額

(基準データ:平成30年12月)

医療給付費分	
課税増加額	5,465千円

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>五十八万円</u>とする。 2及び3 略</p>	<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>五十四万円</u>とする。 2及び3 略</p>